

電気用品安全法の概要や義務について

2026年2月

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ

製品安全課

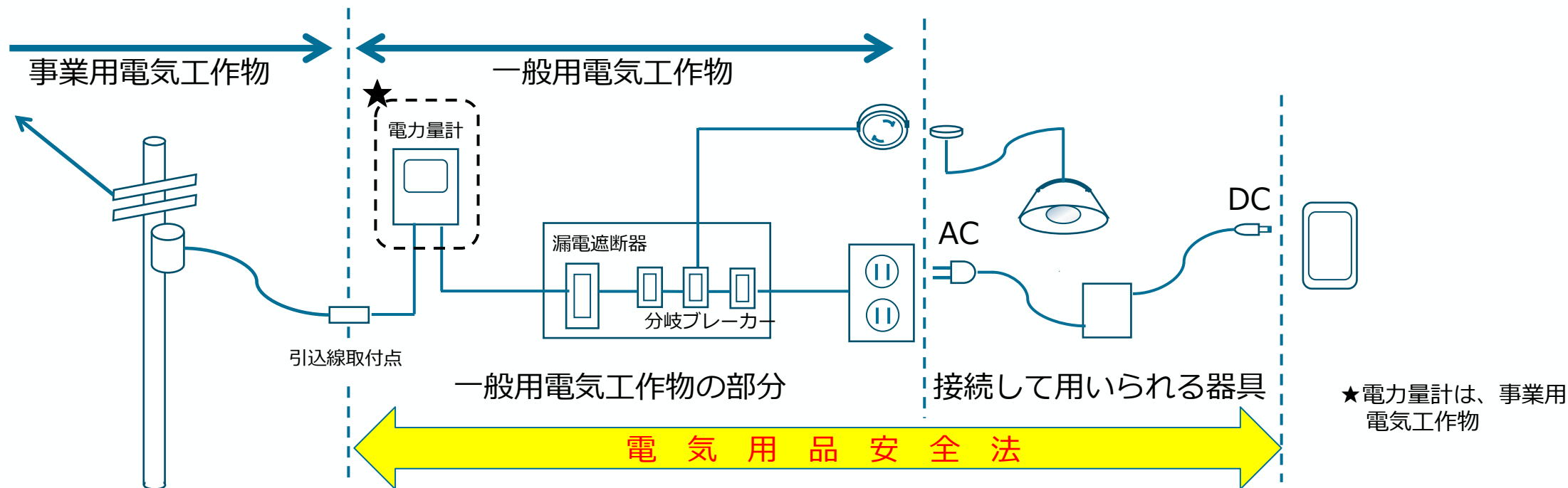
- 1.電気用品安全法の概念とは？
- 2.電気用品安全法上定められた義務とは？
- 3.電気用品安全法の義務を履行しなかったら…
- 4.法律の改正内容とは？

電気用品安全法の概要とは？

電気用品安全法（電安法）とは

- ✓ 電気用品に起因する火災、感電等の危険、電磁波による障害の発生を防止するため、電気用品の製造、輸入、販売を行う事業者が守るべき基準、実施すべき事柄を規定しています。
- ✓ 電気用品を製造／輸入する事業者は、自ら義務を履行し、技術基準適合性を事業者の責任で判断することで販売してもよいとする制度です。**国による認証制度ではありません。**

- 自宅への引込み口～コンセント間の配線器具、コンセントに繋ぐ電化製品はだいたい電気用品です。



- 一般用電気工作物の部分（自宅への引込み口～コンセント間の配線器具）となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料（電灯器具、エアコン、テレビなど）であって、政令で定めるものを「電気用品」と言います。
- これとは別に、一般用電気工作物に接続せず、単独で使用される**携帯発電機**（定格電圧：30～300V）、**リチウムイオン蓄電池**（単電池1個当たりの体積エネルギー密度が400Wh/L以上）もまた、電気用品としています。

規制対象の電気用品の範囲

- ✓ 感電、火災等の危険、障害が発生するおそれの程度から対象品目を指定しています。

非対象

対象

電気機器、電子機器など

パソコン本体
プリンター
直流機器
など

電気用品：電気用品安全法の規制を受ける製品

特定電気用品  (施行令別表第一)

直流電源装置 (ACアダプター)
延長コードセット
ヒューズ
観賞魚用ヒーター
水中ポンプ
等、116品目

特定電気用品以外の電気用品  (施行令別表第二)

テレビジョン受信機
電気冷房機 (エアコン)
エル・イー・ディー・ランプ
リチウムイオン蓄電池
毛髪乾燥機 (ペット用)
等、341品目

構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるもの (電気用品安全法：第二条第2項)

(1) 特定電気用品

- 使用状況からみて、特に危険又は傷害の発生するおそれが多い電気用品
- 具体的には、電線・配線器具のように長時間連続で無監視で使用する物、電気便座などのように人体に直接触れて使用する物 など

➔ [特定電気用品 \(116品目\) 一覧 - 電気用品安全法 \(METI/経済産業省\)](#)

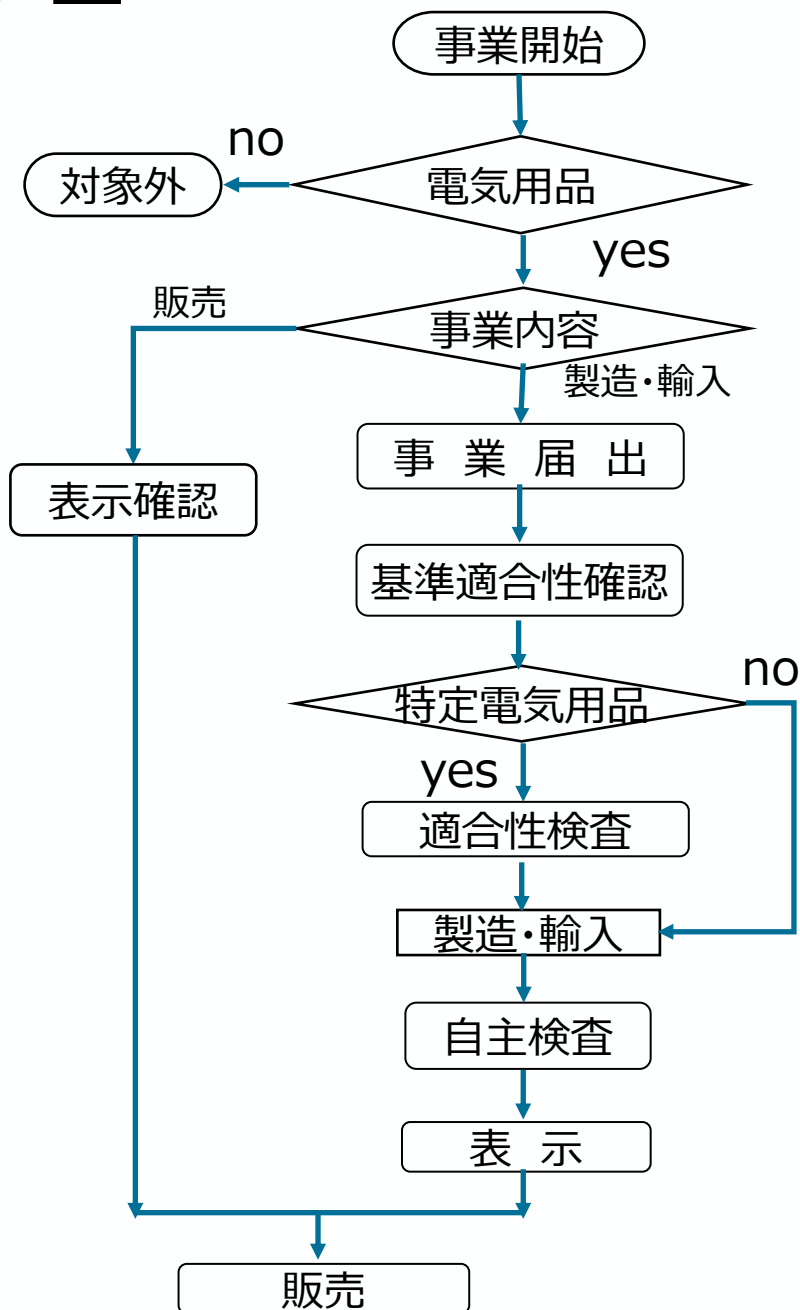
(2) 特定電気用品以外の電気用品

- 特定電気用品以外の電気用品 (ほとんどの家電製品が該当)

➔ [特定電気用品以外の電気用品 \(341品目\) 一覧 - 電気用品安全法 \(METI/経済産業省\)](#)

電気用品安全法上
定められた義務とは？

手続フロー



事業届出【法3条】

- 事業開始から**30日以内**に当省指定フォーマットで大臣宛て提出

基準適合性確認【法8条1項】



- **製品の設計内容**について、危険、障害が無いか、自ら確認を行う（自ら行えない場合、調達元、第三者機関に依頼）

適合性検査【法9条】



- 危険、障害が無いか、登録検査機関が行う（試験は、基準適合性確認と同じ内容）
検査機関が発行する証明書を取得・保管（3,5,7年）

自主検査【法8条2項】

- 製造・輸入した**全数**の検査を実施（記録を3年保存）

表示【法10条】

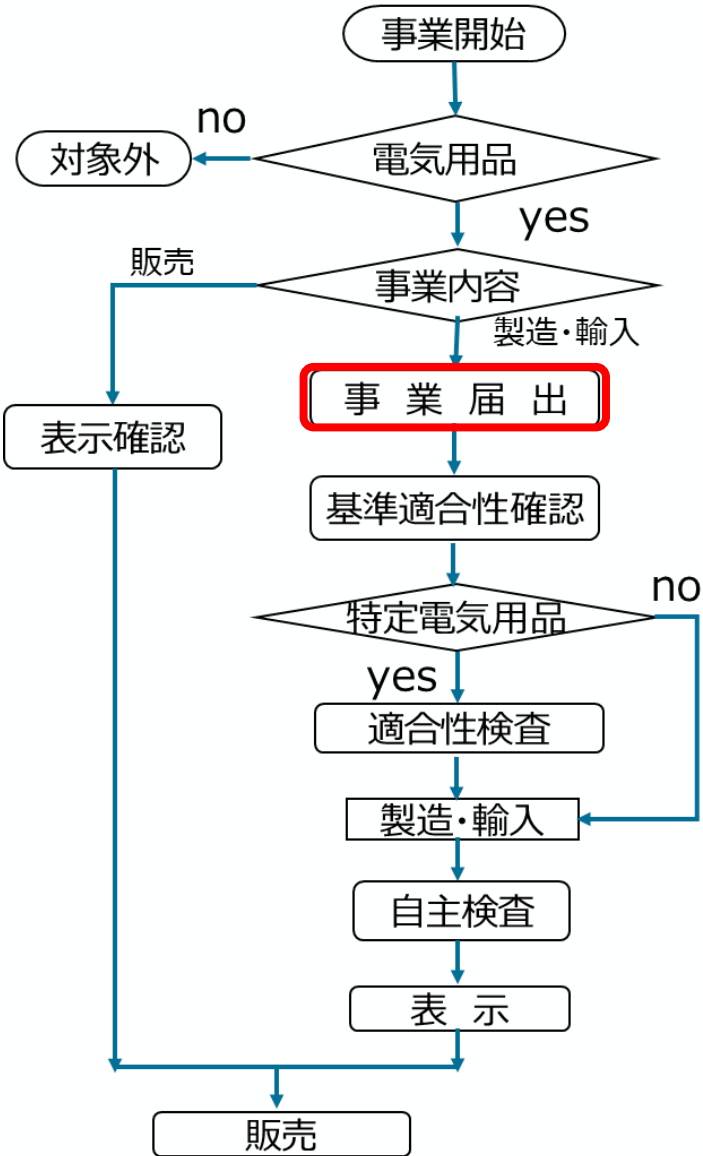
- 自主検査の結果、問題なければ、PSEマークを自ら表示

販売【法27条】

- PSEマーク、届出事業者名、登録検査機関名（◇のみ）を表示したものを販売、陳列

製造／輸入の事業を始めるに当たってすべきこと

✓ 事業の届出（法3条）をしてください。



- 電気用品を製造／輸入する事業者は、その事業を開始してから**30日以内に届出**をしなければなりません。
- 以後、届出内容に変更があった場合、**遅滞なく**、届出をしなければなりません。
- 届け出た書類は、**各自で適切に保管**するようにお願いします。（後日立入検査の際、届出書のコピーの提示を求められることがあるほか、オンラインモールに出品申請する際、運営事業者から提示を求められることがあります。）

（事業の届出）

第3条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、**電気用品の区分**に従い、**事業開始の日から三十日以内**に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 名称、本社住所、代表者氏名
- 二 電気用品の型式の区分
- 三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（電気用品の輸入の場合は、製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（届出先）

電気用品の製造の事業に関わる工場又は事業場、輸入の事業に関わる事務所、事業場、店舗又は倉庫等の**所在地を管轄する経済産業局**^(※)

(※)事業場が、複数の経済産業局の管轄区域に存在する場合、**経済産業本省**

手続は、「**保安ネット（手引書P.32）**」を御利用ください。

規制対象の該非を判断する上での留意点

- ✓ 規制対象となる電気用品の該非は、**事業者の責任**で行わなければなりません。
- 一般的に、コンセントに接続して使用する電化製品は、電気用品に該当する可能性があります。
- 電気用品の該非を判断するに当たっては、以下の点に留意して行ってください。
- 電気用品安全法に基づく登録検査機関には、適合性検査の公平性を確保するため、ISO/IEC17065に基づく体制を構築することが要件として課されており、**登録検査機関に対して適合性検査を依頼してきた者へのコンサルティング（助言、提案など）を行うことができません**。適合性検査依頼時に対象製品がどの電気用品に該当するのか、など、**不明な点があれば、経済産業省製品安全課又は事業場所在地を管轄する経済産業局の製品安全室へお問い合わせください**。

<電気用品の該非判断上の留意点>

1. 電化製品の用途、機能等により判断
2. 2以上の機能がある場合、いずれも技術基準への適合性を確認する
3. 対象の製品であっても、構造、定格等によっては対象外となる場合がある
4. 対象外の製品であっても、それに同梱している部品が電気用品となる場合がある

(参考) ISO/IEC17065

4.2.6 認証機関、並びに認証機関が属する同じ法人及び認証機関の組織統制（organizational control）（7.6.4参照）の下にある法人のいかなる部門も、次の事項を行ってはならない。

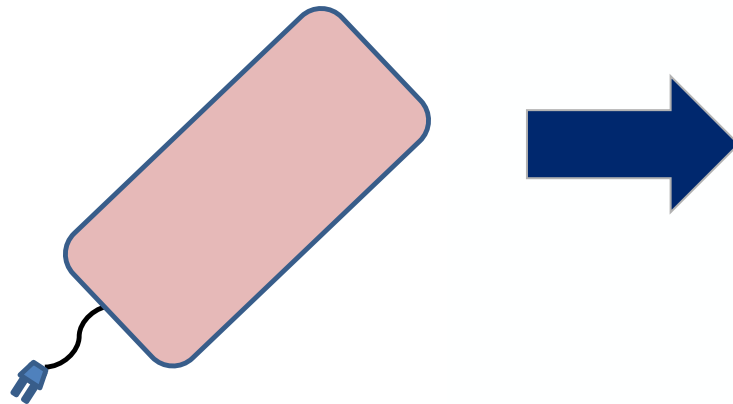
- a) 認証された製品の設計、製造、据付け、流通又は保守
- b) 認証されたプロセスの設計、実施、運用又は維持
- c) 認証されたサービスの設計、実施、提供又は維持
- d) **依頼者へのコンサルティング（3.2参照）の申出又は提供**

(参考1) 電気用品名は合っていますか？

✓ 用途によって、電気用品名が異なる場合があります。

- 「型式の区分」は、製品を使用するに当たって、おおむね同等の性質を有すると認められる範囲の構造、材質、性能等の要素を組み合わせたものであり、表示の禁止など、必要な措置を行う際の単位となります。
- 電気用品安全法施行規則別表第二において、「電気用品名」ごとに「型式の区分」を規定しており、必要な要素（構造、材質、性能等）とその区分が掲載されています。

人が触れても火傷しない程度の電気ヒーター



患部に当てて、温熱治療を行う
⇒ 家庭用温熱治療器



座布団として使用する
⇒ 電気座布団



布団に入れて足を温める
⇒ 電気あんか

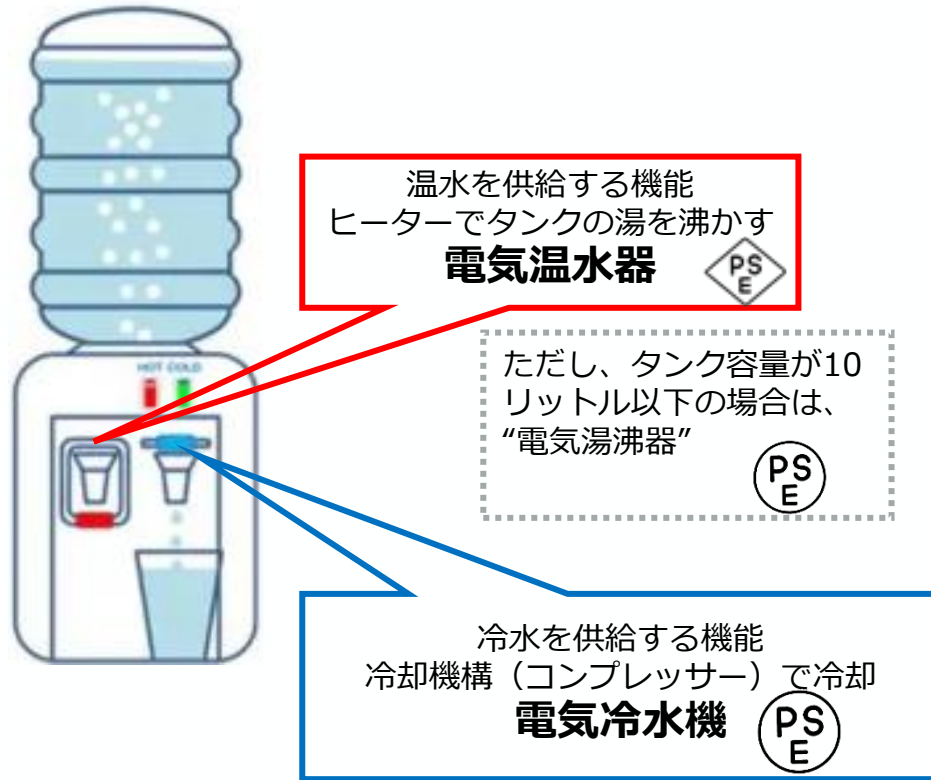


法に基づく手続、求められる安全性（技術基準）が異なる。
⇒ 技術基準適合性を確認していても、異なる用途で販売すると、法律違反となることがある。

(参考2) 電気用品名は合っていますか？

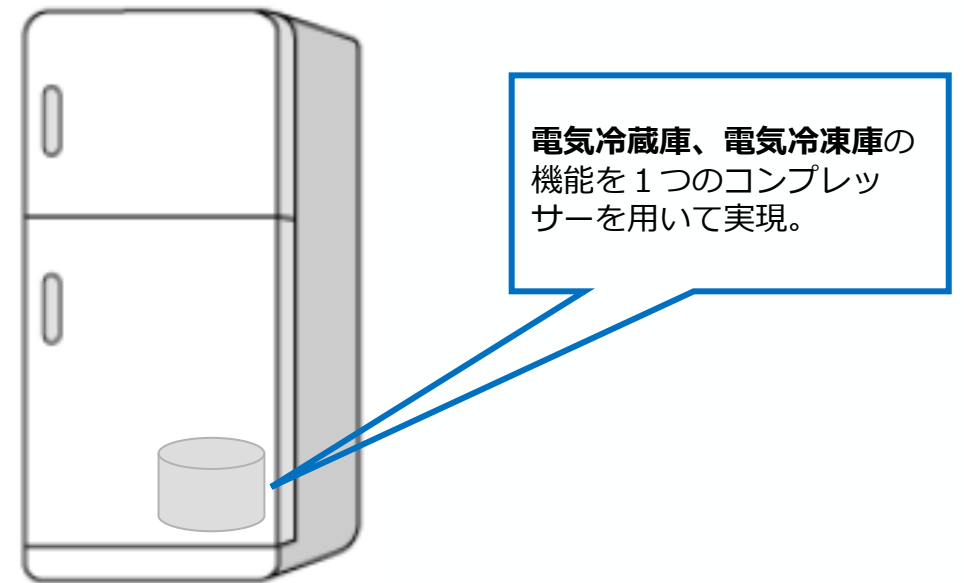
- ✓ 1つの電気用品が複数の機能を有する場合、機構（メカニズム）の独立性により判断します。

冷・温水サーバー



⇒ 「電気温水器」 **及び** 「電気冷水機」として届出

電気冷蔵庫

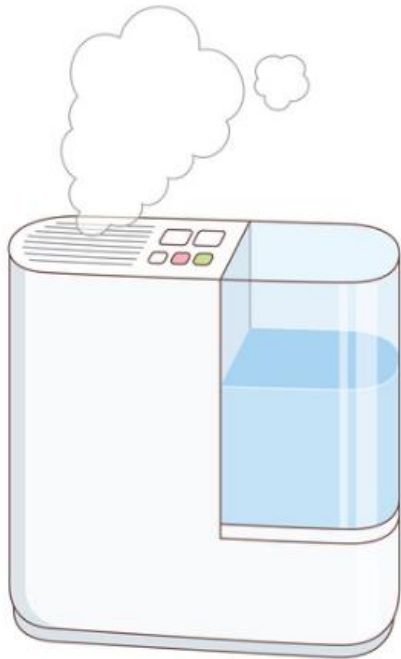


⇒ 「電気冷蔵庫」又は「電気冷凍庫」の**いずれか**で届出

(参考3-1) 電気用品名は合っていますか？

- ✓ 構造によって、電気用品名が異なる場合があります。

室内の加湿に使う装置



電気ヒーター（電極式を含む）により湯を沸かして加湿するもの

⇒ 電熱器具 湿潤器



ファン（電気ヒーターを利用するものを含む）により、フィルターに風を送って加湿するもの

⇒ 電動応用機械器具 電気加湿機



超音波振動子により加湿するもの

⇒ 電子応用機械器具 超音波加湿機

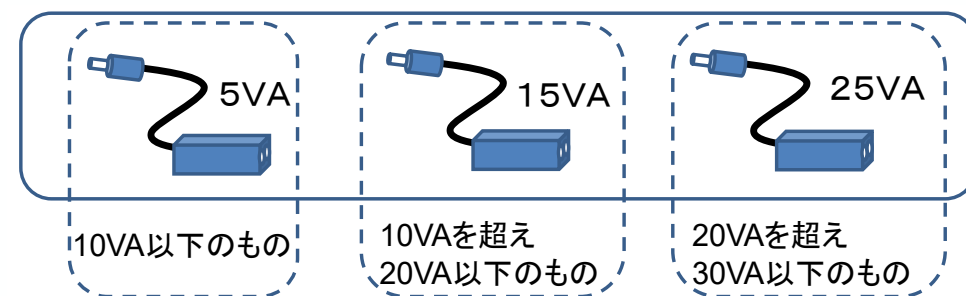


(参考3-2) 電気用品名は合っていますか？

✓ 電気用品によっては、対象範囲の指定があります。

(例) 直流電源装置

- 定格電圧が100V以上300V以下、定格周波数が50Hz又は60Hzのもの。
- 交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が1kVA以下のもの。
- 無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。



(例) リチウムイオン蓄電池

- 単電池1個当たりの体積エネルギー密度が400Wh/L以上。
- 自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用、産業用機械器具用のものを除く。



(概算) 単電池の大きさ $\phi 18.3\text{mm} \times 65\text{mm} \approx 0.017\text{L}$

$$\text{エネルギー密度} = \frac{\text{定格電圧 (V)} \times \text{定格容量 (Ah)}}{\text{単電池の体積 (L)}}$$

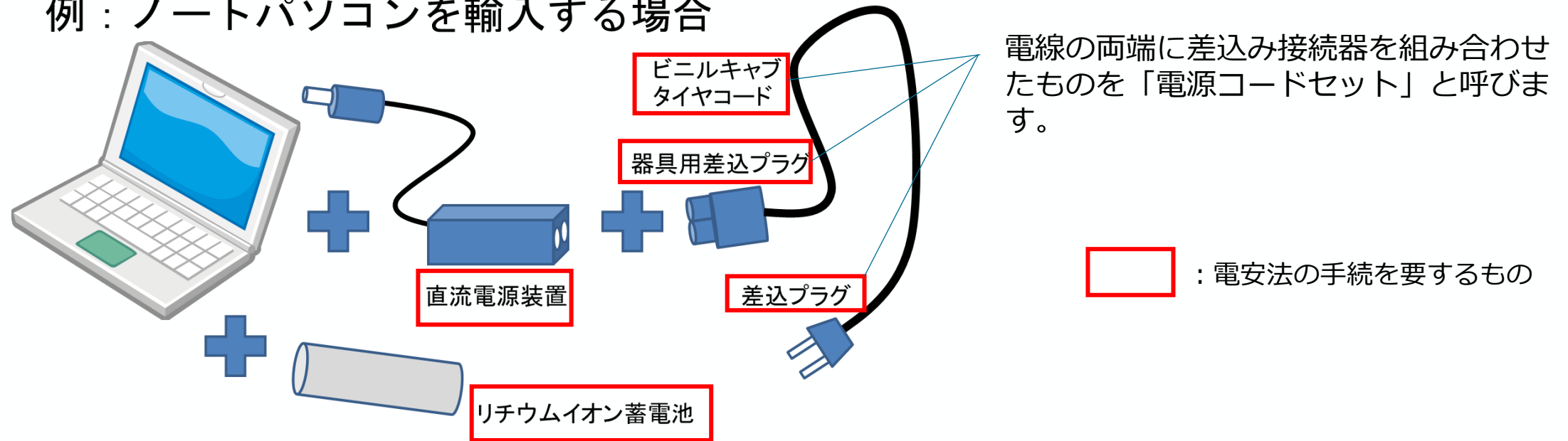
$$= \frac{3.7 \text{ (V)} \times 2.0 \text{ (Ah)}}{0.017 \text{ (L)}} \approx 435 \geq 400\text{Wh/L}$$

(参考4) 電気用品名は合っていますか？

✓ 同梱品に電気用品があれば、それも対象です。

➤ 製品の主体がノートパソコンのように電気用品でなくても、電気用品を同梱して輸入する場合、同梱する電気用品ごとに電安法に基づく義務を履行する必要があります。

例：ノートパソコンを輸入する場合

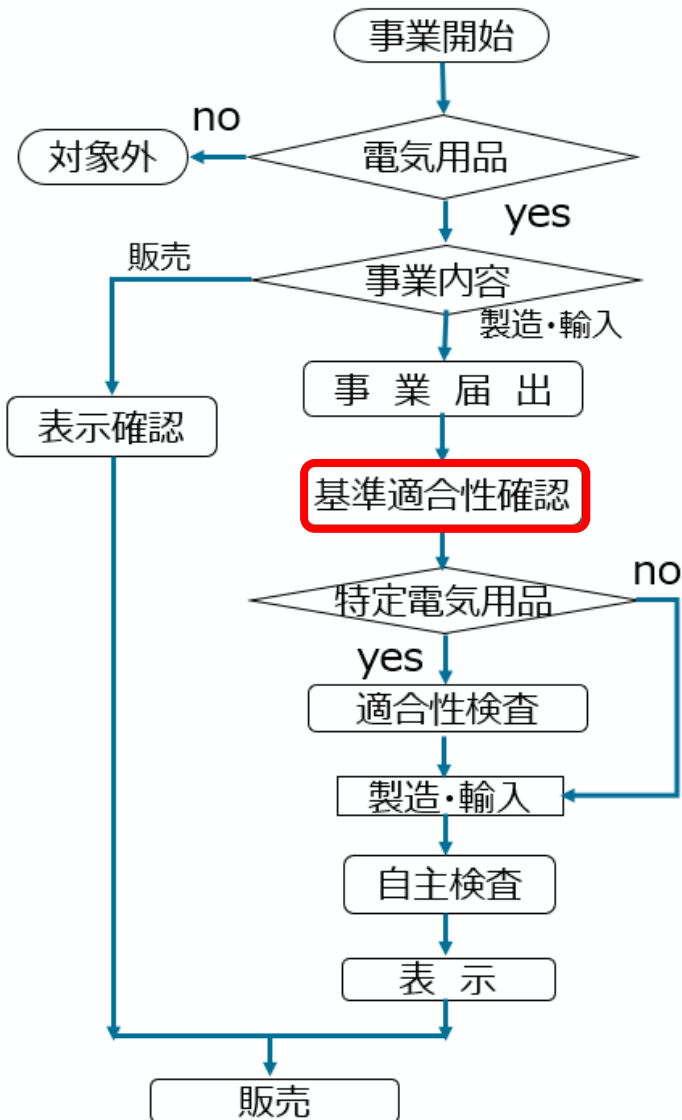


(例外)

- ① このパソコン以外では使えない電源コードセット、部分品（機器に直付けのコード、機器と一体となったプラグなど）は、その機器（この場合、直流電源装置）と一体とみなし、個別に手続は不要。
- ② 製品の主体にリチウムイオン蓄電池を「装着」して輸入・販売する場合、機器の一部とみなし、個別の手続は不要。（「同梱」して輸入・販売する場合、個別の手続が必要になる。）

届出事業者として製品の設計段階で確認すべきこと（1）

- ✓ 電気用品ごとに技術基準に適合していることを“自ら”確認してください。



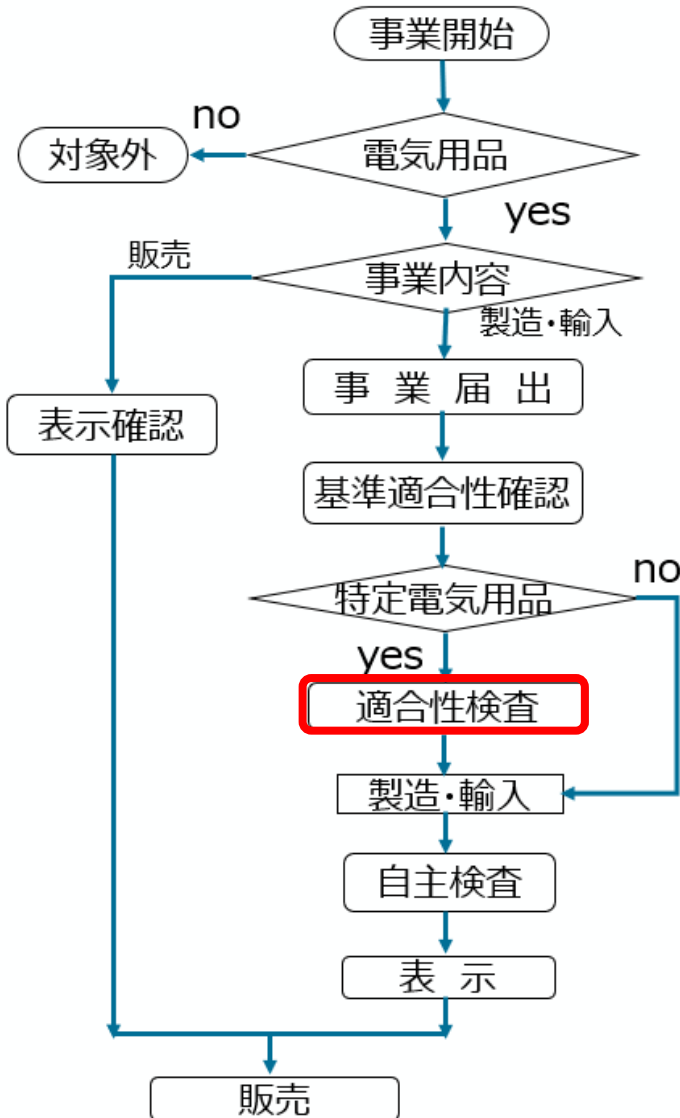
（基準適合義務等）

第8条 **届出事業者**は、**電気用品**を製造し、又は輸入する場合には、**技術基準に適合**するようにしなければならない。ただし、特定の用途のもので大臣の承認を受けた場合、試験的に製造、輸入した場合は除く。

- 製造/輸入する電気用品に関する安全性についての**最終責任は、届出事業者にあり****ます。**この責任をしっかりと受け止め、義務を履行してください。届出事業者自らが確認を行うほか、電気用品を製造する事業者に検査を委託することも可能です。技術基準適合性を確認した結果をまとめたテストレポートを入手してください。
- テストレポートを入手しているだけでは義務を果たしたことになりません。届出事業者として、取り扱う電気用品の技術基準適合性を**どのような試験で確認され、どのような結果となったのか理解し、自ら説明責任を果たす**ことができるようにしてください。
- 電安法の技術基準は、我が国の電気用品の使用環境に特有の事情（接地極付きコンセントが普及していないこと、電源電圧が比較的低いことなど）を踏まえて、必要に応じてIEC規格で定められている基準内容を調整している（デビエーションと言います）場合があり、**欧米でIEC規格を満たす製品として販売されているものを日本で販売する場合、電安法の基準に適合するとは限らず、追加確認を要する場合があります**ので、御留意ください。

届出事業者として製品の設計段階で確認すべきこと（2）

✓ 特定電気用品には、登録検査機関による検査が必要です。

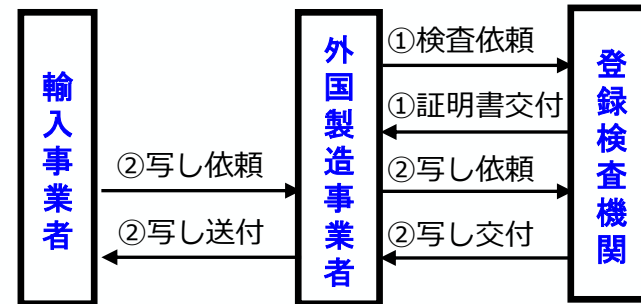


(特定電気用品の適合性検査)

第9条 **届出事業者**は、電気用品が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、経済産業大臣の登録を受けた者（登録検査機関）の検査（**適合性検査**）を受け、**証明書**の交付を受け、これを**保存**しなければならない。

適合性検査の判断項目

- i. 当該電気用品に適用される技術基準に適合しているか、試料を検査する。（技術基準への適合性の確認）
- ii. 法令で定められた検査設備が備わっており、適正な校正が行われているか確認する。（工場監査）



【輸入事業者の場合】

- ① **外国製造事業者**に、登録検査機関による**適合性検査の受検、適合同等証明書交付**を依頼
- ② **外国製造事業者**に、登録検査機関が発行した**適合同等証明書の写し(副本)**の入手を依頼し、提供を受ける

以下の点を満たしていないと法令違反になります。

- ◇登録検査機関が交付した「**原本**」(紙)であること
- ◇**有効期間内**であること 等

(参考5) 国内登録検査機関

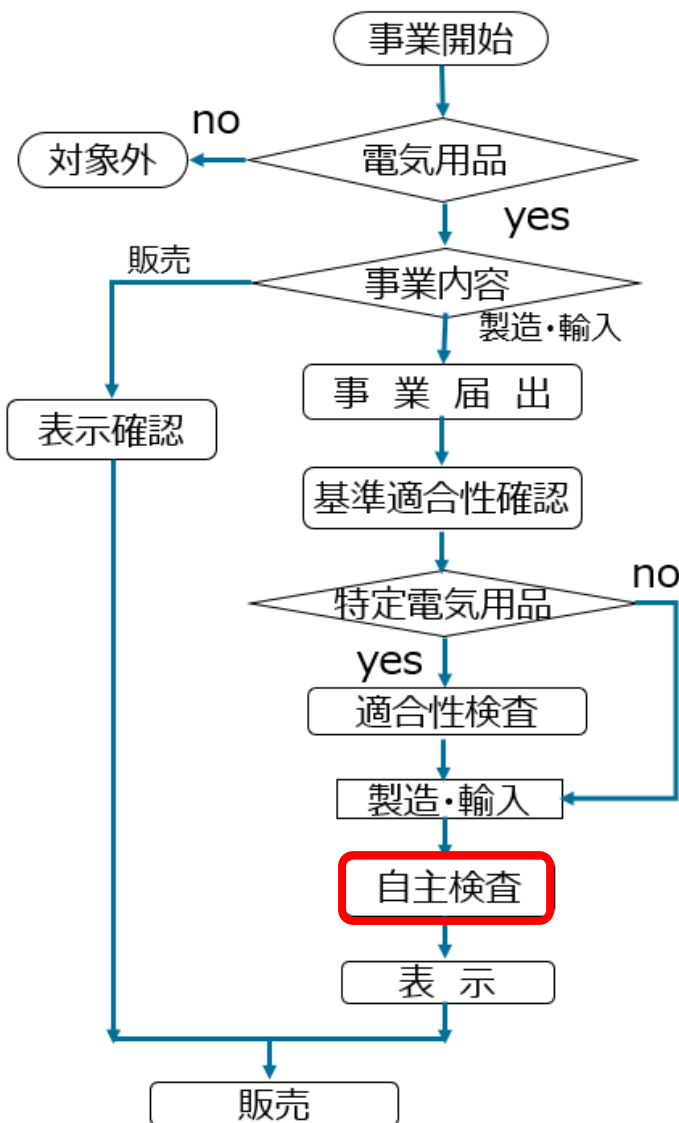
法人名	所在地	登録の区分
一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) 	東京都渋谷区	① 電線 ② ヒューズ ③ 配線器具 ④ 電流制限器 ⑤ 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 ⑥ 電熱器具 ⑦ 電動力応用機械器具 ⑧ 電子応用機械器具 ⑨ 交流用電気機械器具 ⑩ 携帯発電機
一般財団法人日本品質保証機構 (JQA)	東京都千代田区	① 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 ② 電熱器具 ③ 電動力応用機械器具 ④ 電子応用機械器具 ⑤ 交流用電気機械器具
一般社団法人電線総合技術センター (JCT) 	静岡県浜松市	① 電線
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 (TüV RJ) 	神奈川県横浜市	① 電線 ② ヒューズ ③ 配線器具 ④ 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 ⑤ 電熱器具 ⑥ 電動力応用機械器具 ⑦ 電子応用機械器具 ⑧ 交流用電気機械器具 ⑨ 携帯発電機
株式会社UL Japan (UL Japan)	三重県伊勢市	① 交流用電気機械器具
インターテックジャパン株式会社 	東京都港区	① 交流用電気機械器具
株式会社コスモス・コーポレーション (cosmos) 	三重県松阪市	① 電熱器具 ② 電動力応用機械器具 ③ 電子応用機械器具 ④ 交流用電気機械器具 ⑤ 携帯発電機
一般財団法人日本ガス機器検査協会 (JIA)	東京都港区	① 電熱器具
SGSジャパン株式会社 (SGC Japan)	神奈川県横浜市	① 交流用電気機械器具

(参考6) 外国登録検査機関

法人名	所在地	登録の区分
テュフ ラインランド 台湾 リミテッド (TüV RT) 	台湾	① 配線器具 ② 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 ③ 電熱器具 ④ 電動力応用機械器具 ⑤ 交流用電気機械器具
テュフ ラインランド 香港 リミテッド (TüV RHK) 	中国	① 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 ② 電熱器具 ③ 電動力応用機械器具 ④ 交流用電気機械器具
中国品質認証センター有限公司 (CQC)	中国	① 電線 ② ヒューズ ③ 配線器具 ④ 電流制限器 ⑤ 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 ⑥ 電熱器具 ⑦ 電動力応用機械器具 ⑧ 電子応用機械器具 ⑨ 交流用電気機械器具 ⑩ 携帯発電機
財団法人台湾商品検測驗證中心 (ETC)	台湾	① 電線 ② 配線器具 ③ 電流制限器 ④ 電熱器具 ⑤ 交流用電気機械器具
UL LLC (UL-US)	アメリカ	① ヒューズ ② 配線器具 ③ 電熱器具 ④ 電動力応用機械器具 ⑤ 交流用電気機械器具
TÜV SÜD PSB Pte Ltd 	シンガポール	① 電線 ② ヒューズ ③ 配線器具 ④ 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 ⑤ 電熱器具 ⑥ 電動力応用機械器具 ⑦ 交流用電気機械器具
UL International Limited (UL-HK)	中国	① 交流用電気機械器具

自主検査

✓ 設計通りにできているか全数確認することが求められます。



(基準適合義務等)

第8条

2 **届出事業者**は、電気用品について**検査**を行い、その検査**記録**を作成し、これを**保存**しなければならない。(様式自由。検査の日から3年間の保存が義務。)

i. 完成品検査 (\diamond_{PS} 、 \odot_{SE})

- 輸入（製造）したものの**一品ごと（全数）**に、検査（一般に外観、絶縁耐力、通電の検査）を実施（リチウムイオン蓄電池にあつては、外観、出力電圧検査を実施）。
- 輸入元（海外の製造事業者）に検査を委託してもよい。
- 検査記録事項（6項目）
 - ①電気用品名、型式区分、構造、材質、性能の概要
 - ②検査年月日、場所
 - ③検査実施者氏名
 - ④検査数量
 - ⑤検査方法
 - ⑥検査結果

ii. 製造工程において行う検査 (\diamond_{PS})

- 常時、当該特定電気用品の構造、材質及び性能を検査する。
- 具体的には、当該電気用品の仕様書、作業指示書等の記載内容について、法8条1項の規定に基づく技術基準への適合性を確認した内容との整合性を確認する。材料又は部品に関する適合性検査については、受入検査で可。

iii. 試料について行う検査 (\diamond_{PS})

- 特定電気用品の設計、製造方法又は製造設備を変更した場合に、材料、部品、半完成品又は完成品から無作為に抽出し、技術基準への適合性を確認する。

(参考7) 完成品検査項目

1. 外観検査

外観を目視で確認し、その形状、組立が、対応する技術基準へ適合しているか。

- 表示内容、表示の鮮明さ
- 割れ、ひび、変形等はないか、正しく組み立てられているか

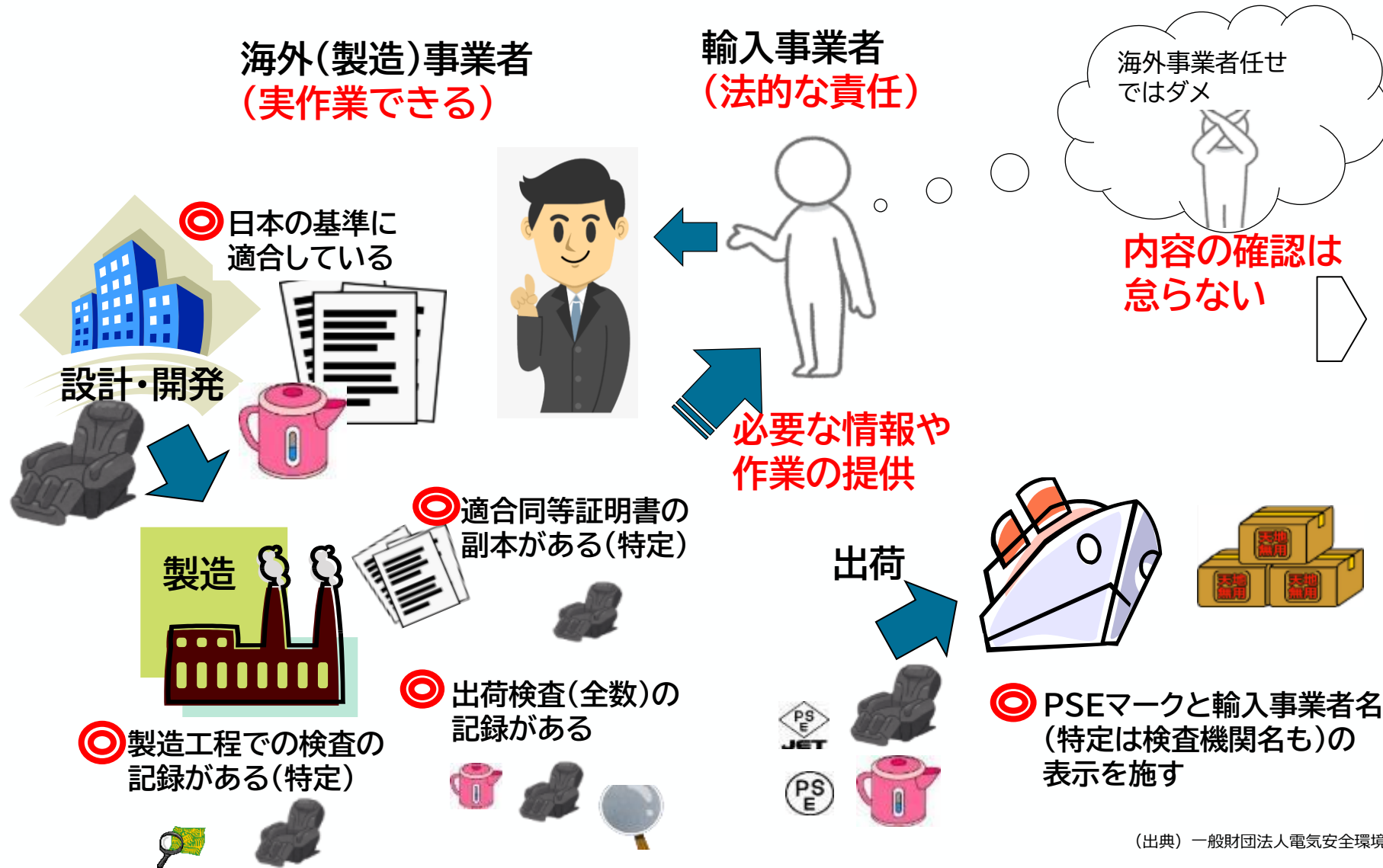
2. 絶縁耐力検査

対象製品の電源と外郭の間に対応する技術基準で定める電圧を印加し、絶縁性が維持されているか。

3. 通電検査

実際に電源を入れ、通常の使用状態において通電・動作させ、対応する技術基準の要求事項に適合しなくなるような異常が発生しないか（設計通りに動作するか、異臭、異音、発煙、発火、異常発熱等はないか。）。

電安法の義務履行には製造者の協力が不可欠です

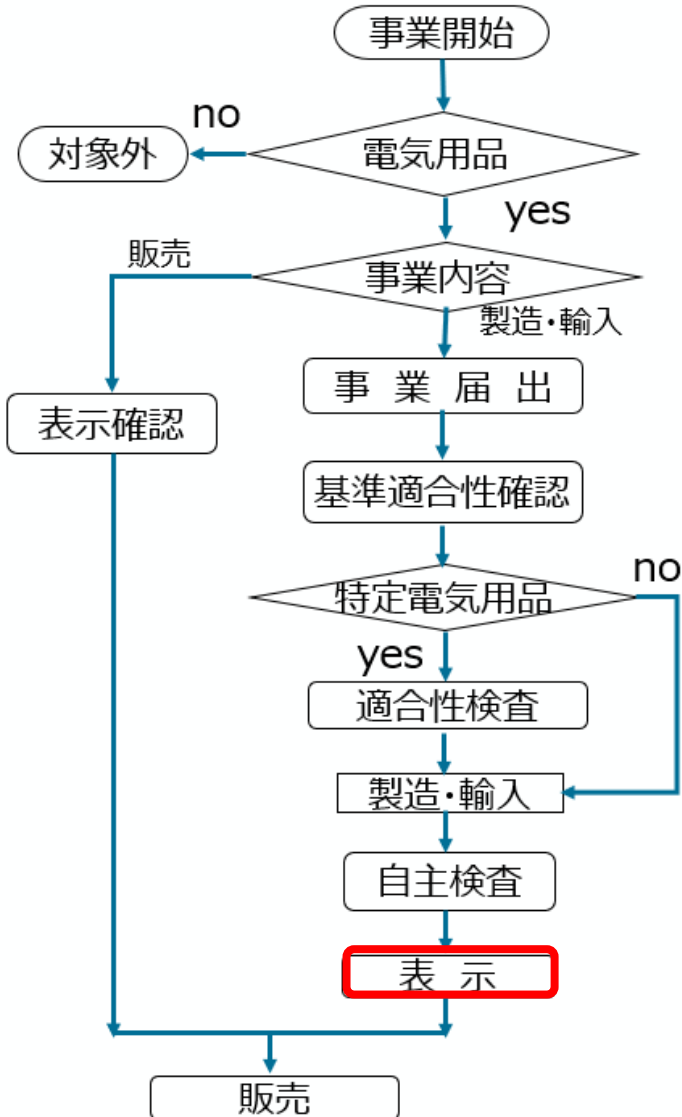


(出典) 一般財団法人電気安全環境研究所ウェブサイト

✓ 電安法の義務不履行が発覚した場合、技術基準適合性の説明責任を果たせなかったら、消費者保護の観点から、**既製品の回収**を指示することがあります(法42条の5)。

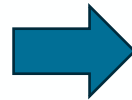
表示・販売

✓ 電気用品を販売又は販売目的で陳列する場合、PSEマークの表示が必要になります。



(表示)
第10条 **届出事業者**は、第8条第2項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第1項）の規定による**義務を履行したとき**は、当該電気用品に**経済産業省令で定める方式**による**表示を付することができる**。

(販売の制限)
第27条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、**第10条第1項の表示が付されているものでなければ**、電気用品を**販売**し、又は販売の目的で**陳列してはならない**。



経済産業省令で定める方式による表示項目

- **PSEマーク**
- **届出事業者名**
- **登録検査機関名**（特定電気用品の場合）

<旧電気用品取締法の表示に係る特例>

附則第6条 改正前の電気用品取締法第25条第1項による表示は、第10条第1項の規定により付された表示とみなす。

(参考 8) 技術基準に定める表示

- ✓ 使用者及び使用場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう、安全上必要な情報、使用上の注意事項の表示を義務づけている電気用品もあるので、注意してください。

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（抄）

（安全原則）

第2条 電気用品は、**通常の使用状態**において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。

（安全機能を有する設計等）

第3条 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、**発生時における被害を軽減する安全機能**を有するよう設計されるものとする。

2 電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、**当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載**がされるものとする。

（使用者及び使用場所を考慮した安全設計）

第5条 電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて**適切な表示**をされているものとする。

電気用品安全法の義務を
履行しなかったら…

義務履行状況を確認しています

✓ 経済産業省では、市場監視を行っています。連絡があれば、御協力をお願いします。

A) 試買テスト

- 市販されている製品を無作為に抽出、購入し、検査機関に業務委託して電気用品安全法に定める技術基準等への適合性を確認する。

B) 立入検査

- 電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、業務の状況、帳簿、書類その他の物件を検査し、電気用品安全法による義務の履行状況を確認する。
- 製造/輸入事業者に対しては、**経済産業省又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）**が、販売事業者に対しては、地方公共団体が実施している。

C) ネットパトロール

- インターネットで販売されている電気用品をパトロールし、表示義務の履行状況を確認する。

D) オンラインモール事業者による出品前審査

- オンラインモールにて電気用品安全法対象製品の出品依頼をする場合、運営事業者から義務履行状況の確認を求められる。

✓ 不適合が確認された場合、不適合事項が是正されるまで**販売の自粛**を依頼します。

ネットモール等運営事業者に対する出品前確認の要請

- ✓ 経済産業省は、ネットモール等運営事業者に向けて、「消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請について」を発出し出品審査を要請。**(例：リチウムイオン蓄電池)**
- ✓ ネットモール等運営事業者は、出品者に対して製品画像の提出を求めつつ、自動検知機能等を活用するなどして、PSマークの表示の確認を効率的に実施。 PSマークの表示のない製品は、ネットモールの商品一覧に掲載されない（販売できない）よう、出品前確認フローを構築。
- ✓ ネットモール等運営事業者は、要請された品目以外のPSマーク対象製品にも横展開し、安全が確認できない製品が流通しないよう体制を整えている。

国内ネットモール等運営事業者対応状況の例

事例 1 (LINEヤフー株式会社)

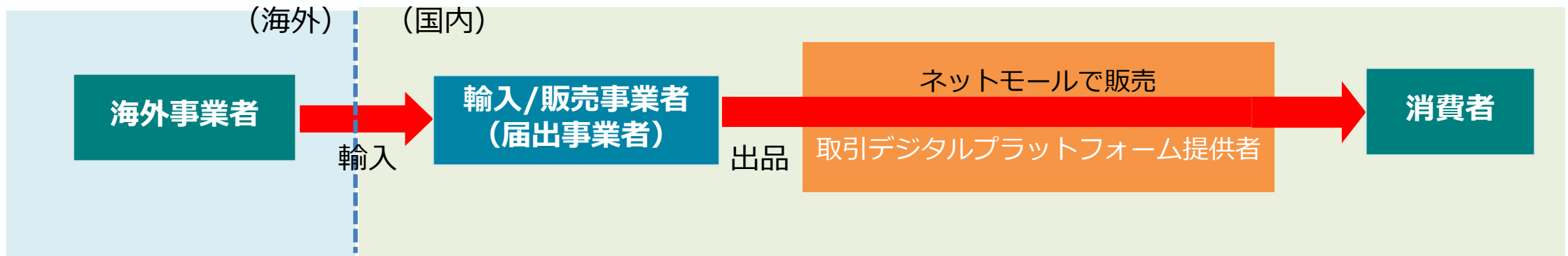
- ・ 対象品目出品者に対して、「PSマーク」が明確に判断できる画像を必ず掲載するよう要請。
- ・ 過去のパトロールにおいて蓄積した経験を基に、対象出品を抽出するための商品検索条件を定めて、定期的に出品物をパトロール。
- ・ 検出された商品をパトローラー（監視者）が個別に確認し、適切な表示がされていない場合は、出品者にその旨を通知。

事例 2 (楽天グループ株式会社)

- ・ 対象品目に対しては、製品本体に貼付されたPSマークの画像を商品ページ上への掲載及び商品説明文にPSマークの種類、届出事業者名、登録検査機関名（該当製品のみ）の記載を義務づけ。
- ・ モニタリング体制を構築し、モニタリング強化期間を設定。
→もしPSマークの貼付がない場合は販売停止を求め、出品者に対して販売停止を行わない場合は出店停止等の措置を実施。

オンラインモールで電気用品を販売する事業者へ

- ✓ 日本国外の方から製品を輸入してオンラインモールに出品する場合、出品する製品を輸入する日本法人が輸入事業者として電安法の義務を履行するか、日本国外の業者が特定輸入事業者として電安法の義務を履行する必要があります。
 - 出品する製品を輸入する日本法人の事業者又は日本国外の事業者が届出事業者になり、電安法に基づく事業届出、技術基準への適合確認、自主検査、PSE等の表示の義務を負います。
 - 取引デジタルプラットフォーム提供者から、事業の届出書の提示を求められた際に、実際に輸入している輸入事業者の輸入事業届出書のコピーの提供を受け、御提示ください。（出品者と関係のない日本法人の届出書を提出することは、無効であるだけでなく、文書偽造等、他の法律に基づく犯罪となるおそれがありますので、決してしないでください。）
 - 届出書の内容を確認した結果、届出の内容に疑義がある場合は、電安法の義務履行状況を確認するため、電話、メールにより連絡することがあります。
 - 履行状況の確認が取れなかった場合、出品することはできません。
 - 既に出品されている商品についても、パトロールを行っており、履行状況の確認が取れない場合、電安法の義務不履行の電気用品と判断（法10条2項の違反）し、出品が削除されますので、御注意ください。



法律の改正内容とは？

改正電気用品安全法の概要

- ✓ 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、**海外事業者**がオンラインモールを始めとする**取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）**を利用するなどして**国内消費者に直接販売**する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有すべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった事案が生じています。
- ✓ そうした事態を解消するため、インターネット取引の拡大への対応のための措置を講じることができるよう、法整備を行い、海外から直接販売される製品の安全確保を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備しました。

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を改正電気用品安全法において**届出を行うことができる対象として明確化**するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、**国内における責任者（国内管理人）の選任**を求める。

② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

- 取引DPFにおいて提供される電気用品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、**取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請することができる。**

③ 届出事項の公表制度の創設

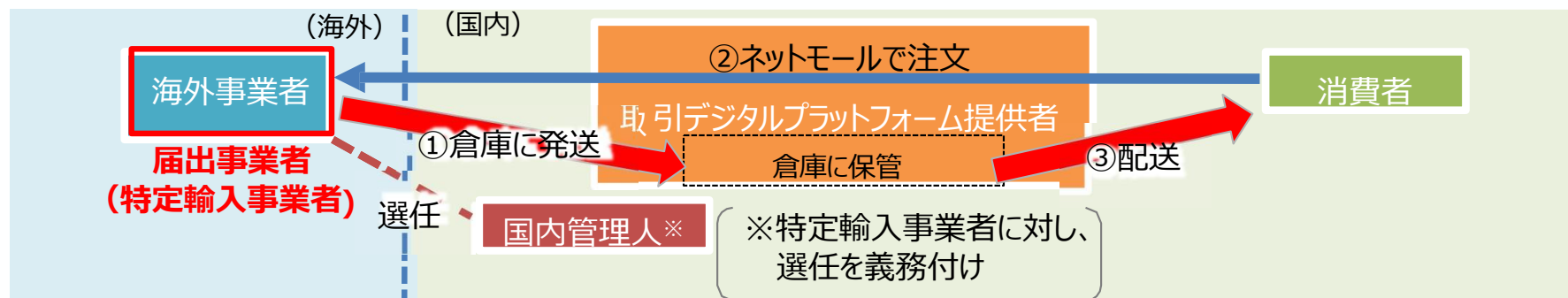
- 届出事業者の氏名や特定電気用品の型式の区分、国内管理人の氏名等の**届出事項を公表**することで、取引DPF提供者が、無届の海外事業者による取引DPFの利用を自ら止めることができるようにするなどの環境を整備する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。

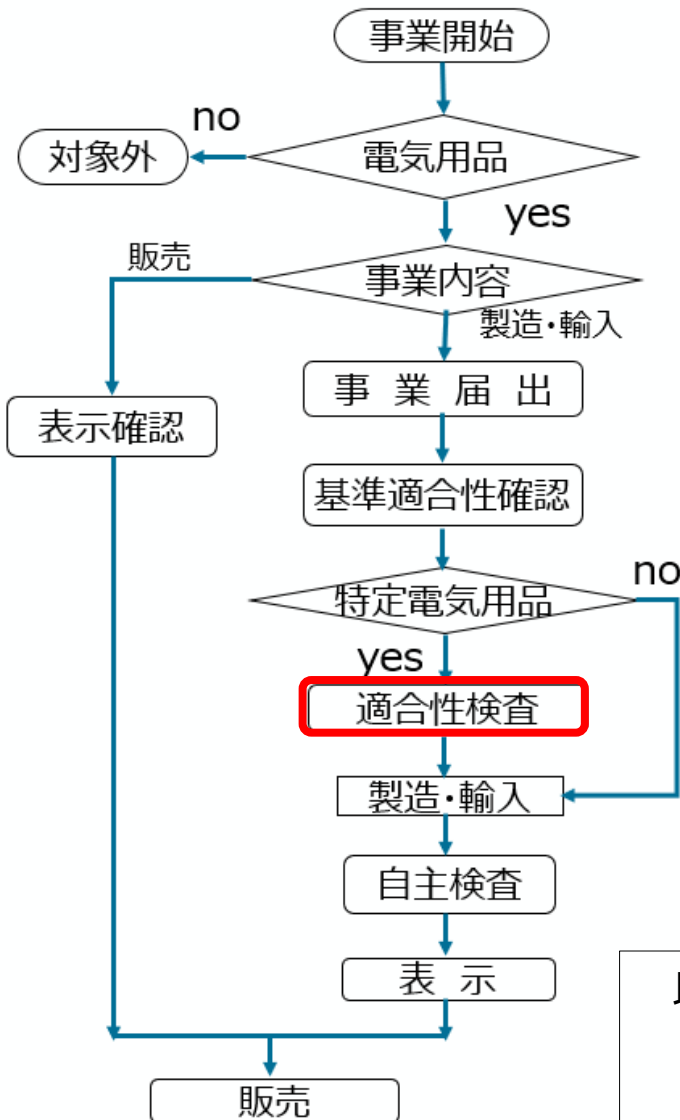
海外から日本へ直販する場合も電安法の対象に！

- ✓ **改正法の施行に伴い、本年12月25日から、海外事業者がオンラインモール等を通じて国内の消費者に直接製品を販売する場合には、特定輸入事業者として当省へ届け出て、電安法の義務を履行することにより、オンラインで電気用品の販売ができるようになります。**
- 日本法人でない海外事業者が、日本の消費者に直接販売することを目的にオンラインモール等に電気用品を出品する場合、**「特定輸入事業者」として**、電安法に基づく特定輸入事業の届出、技術基準への適合確認、自主検査、PSE等の表示の義務を負います。
- また、**国内において電気用品の安全性の確保に責任を有する者として**、届出時に**「国内管理人」を選任**する必要があります。なお、特定輸入事業者の承諾を得ないまま、国内管理人等が事業開始届出を行う事例が確認されています。国内管理人等におかれましては、必ず特定輸入事業者の承諾を得た上で届出手続きを行うようお願いいたします。国内管理人として果たすべき義務を適切に行わなかった場合、特定輸入事業者に対しては**表示の禁止等の措置を行う**ことがあります。
- 届出の内容に疑義がある場合、出品された電気用品に起因した事故等が発生した場合、特定輸入事業者又は国内管理人に電話、メールにより連絡することがあります。
- **連絡が取れない場合、出品が削除されるほか、氏名を公表することもあります**ので、御注意ください。



特定輸入事業者として製品の設計段階で確認すべきこと

✓ 特定電気用品には、登録検査機関による検査が必要です。

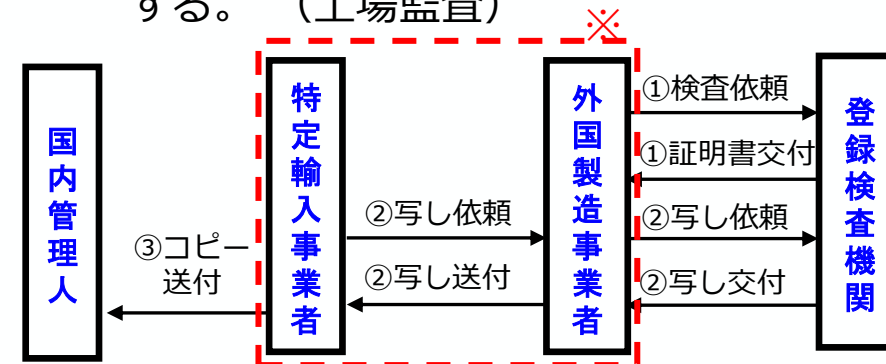


(特定電気用品の適合性検査)

第9条 **届出事業者**は、電気用品が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、経済産業大臣の登録を受けた者（登録検査機関）の検査（**適合性検査**）を受け、**証明書**の交付を受け、これを**保存**しなければならない。

適合性検査の判断項目

- 当該電気用品に適用される技術基準に適合しているか、試料を検査する。（技術基準への適合性の確認）
- 法令で定められた検査設備が備わっており、適正な校正が行われているか確認する。（工場監査）



① **外国製造事業者**に、登録検査機関による**適合性検査の受検、適合同等証明書交付**を依頼

② **外国製造事業者**に、登録検査機関が発行した**適合同等証明書の写し(副本)**の入手を依頼し、提供を受ける

③ 届出時に登録した国内管理人に**適合同等証明書の写しのコピー**を送付

以下の点を満たしていないと法令違反になります。

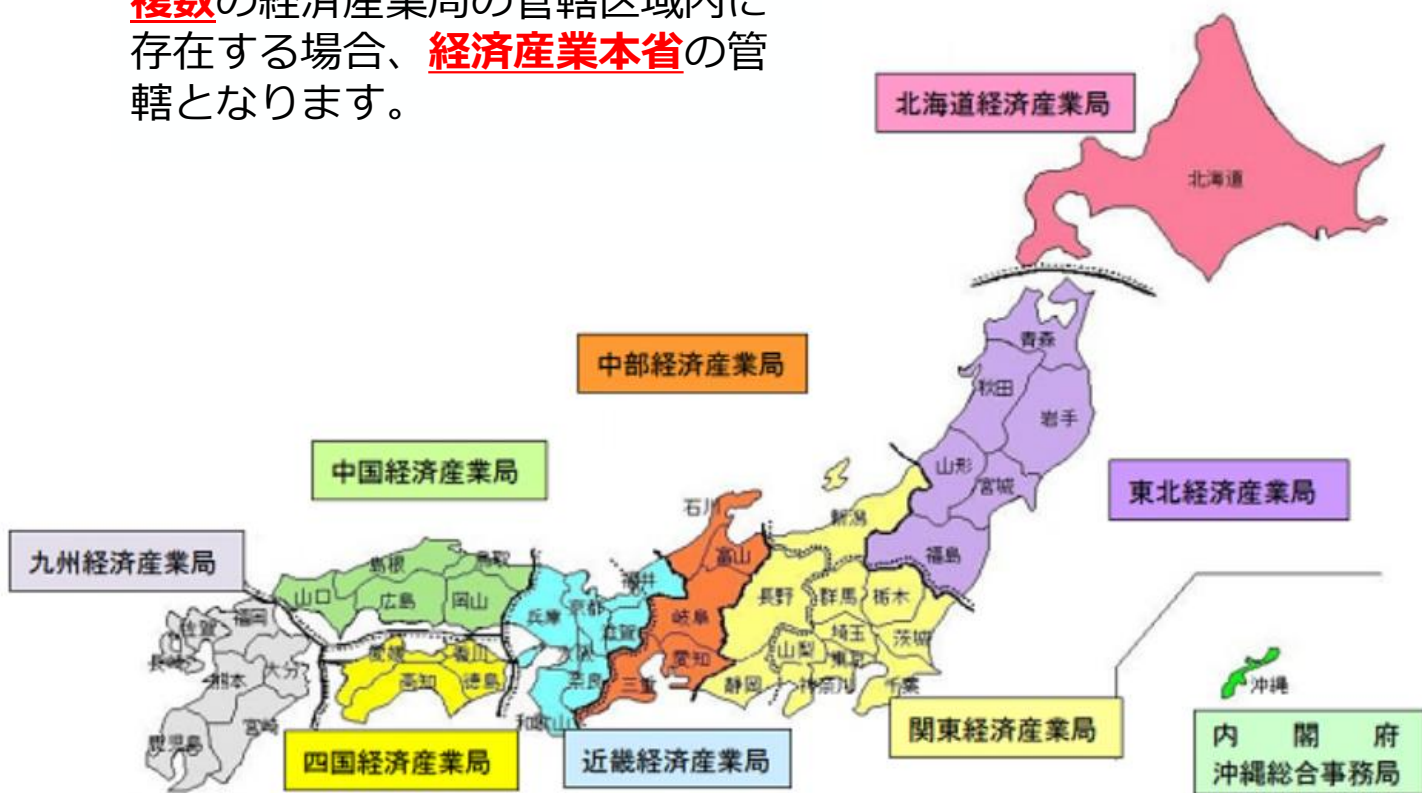
- ◇登録検査機関が交付した「**原本**」(紙)であること
- ◇**有効期間内**であること 等

※外国製造事業者が特定輸入事業者になる場合、同者が証明書の交付手続（①～③）を全て実施。

迷ったら、管轄の経済産業省製品安全課（室）へ

経済産業局の管轄区域

複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合、**経済産業本省**の管轄となります。



管轄局	電話番号
北海道経済産業局	011-709-1792
東北経済産業局	022-221-4918
関東経済産業局	048-600-0409
中部経済産業局	052-951-0576
近畿経済産業局	06-6966-6098
中国経済産業局	082-224-5671
四国経済産業局	087-811-8526
九州経済産業局	092-482-5523
沖縄総合事務局	098-866-1741
経済産業本省	03-3501-1705

最後まで御覧いただき、ありがとうございます。

**製造/輸入、販売される電気用品の安全性に関する
最終責任は、届出事業者にあります。**

テストレポート、適合証明書、検査記録は、単に保存するのではなく、内容を理解することが重要です。

御意見・御質問は

経済産業省製品安全課又は各経済産業局へ御連絡ください。

電話：03（3501）1705

Fax：03（3501）6201

URL：http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html

製品安全

検索